

平成32年分から適用される源泉所得税に関する主な改正事項 ～基礎控除・給与所得控除の改正は平成32年分から～

平成30年度の税制改正により、源泉所得税に関して基礎控除の改正や給与所得控除の改正等が行われています。ただし、この改正は**平成32年（2020年）分以後の所得税について適用**されます。平成30年分の年末調整や平成31年分の給与計算には影響しませんので、ご注意ください。

1 給与所得控除の改正

- (1) 給与所得控除額が一律10万円引き下げられました。
 - (2) 給与所得控除の上限額が適用される給与等の収入金額が850万円、その上限額が195万円にそれぞれ引き下げられました。
- (注) 1 一定の要件を満たす所得者について、所得金額調整控除の適用を受けることができることとされました。
2 これらの改正に伴い、平成32年（2020年）分以後の「給与所得の源泉徴収税額表（月額表、日額表）」、「賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表」、「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」等が改正されます。

改正後の給与所得控除額は、次のとおりです。

給与等の収入金額	給与所得控除額
162.5万円以下	55万円
162.5万円超 180万円以下	その収入金額 × 40% - 10万円
180万円超 360万円以下	その収入金額 × 30% + 8万円
360万円超 660万円以下	その収入金額 × 20% + 44万円
660万円超 850万円以下	その収入金額 × 10% + 110万円
850万円超	195万円

2 基礎控除の改正

- (1) 基礎控除額が10万円引き上げられました。
 - (2) 合計所得金額が2,400万円を超える所得者についてはその合計所得金額に応じて控除額が逡減し、合計所得金額が2,500万円を超える所得者については基礎控除の適用はできないこととされました。
- (注) これらの改正に伴い、年末調整において基礎控除の額に相当する金額の控除を受ける場合には、所要の事項を記載した「給与所得者の基礎控除申告書」を提出しなければならないこととされました。
- 改正後の基礎控除額は、次のとおりです。

合計所得金額（住民税は前年）	基礎控除（所得税）	基礎控除（個人住民税）
2,400万円以下である個人	48万円	43万円
2,400万円を超え 2,450万円以下である個人	32万円	29万円
2,450万円を超え 2,500万円以下である個人	16万円	15万円

3 所得金額調整控除の創設

その年の給与等の収入金額が850万円を超える所得者で、特別障害者に該当するもの又は年齢23歳未満の扶養親族を有するもの若しくは特別障害者である同一生計配偶者若しくは扶養親族を有するものの総所得金額を計算する場合には、給与等の収入金額（その給与等の収入金額が1,000万円を超える場合には、1,000万円）から850万円を控除した金額の10%に相当する金額を、給与所得の金額から控除することとされました。

(注) この改正に伴い、年末調整において所得金額調整控除の適用を受けようとする人は、所要の事項を記載した「給与所得者の所得金額調整控除申告書」を提出しなければならないこととされました。

4 各種所得控除等を受けるための扶養親族等の合計所得金額要件等の改正

- (1) 同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額要件が48万円以下（改正前：38万円以下）に引き上げられました。
- (2) 源泉控除対象配偶者の合計所得金額要件が95万円以下（改正前：85万円以下）に引き上げられました。
- (3) 配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額要件が48万円超133万円以下（改正前：38万円超123万円以下）とされ、その控除額の算定の基礎となる配偶者の合計所得金額の区分が、それぞれ10万円引き上げられました。
- (4) 勤労学生の合計所得金額要件が75万円以下（改正前：65万円以下）に引き上げられました。
- (5) 家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例について、必要経費に算入する金額の最低保障額が55万円（改正前：65万円）に引き下げられました。

5 年末調整関係手続きの改正

生命保険料控除、地震保険料控除及び住宅借入金等特別控除に係る年末調整関係書類について、電磁的方法による提供が可能となりました（平成32年（2020年）10月1日以後の所得税について適用されます。）